

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

1. 案内情報

- ① 手続名 : 原子炉設置者の相続の届出
- ② 手続根拠 : 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
第32条
- ③ 手続対象者 : 相続人
- ④ 提出時期 : 相続があったとき
- ⑤ 提出方法 : 国土交通省海事局検査測度課へお問い合わせください。
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : 国土交通省海事局検査測度課へお問い合わせください。
- ⑧ 申請書様式 : 国土交通省海事局検査測度課へお問い合わせください。
- ⑨ 記載要領・記載例 : 国土交通省海事局検査測度課へお問い合わせください。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 国土交通省海事局検査測度課
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : 国土交通省海事局検査測度課

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
同法施行令及び実用船用原子炉の設置、運転等に関する規則
- ② 標準処理期間 : 届出の内容により異なります。国土交通省海事局検査測度課にお問い合わせ下さい
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による。